

令和2年度調剤報酬改定について～後編～

■調剤基本料の見直し

- ①調剤基本料1、調剤基本料2、調剤基本料3：点数の変更はなし。
- ②特別調剤基本料：11点→改定後：9点
- ③2か所以上の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合
→改定後：2か所目以降の保険医療機関から交付された処方箋については
所定点数の100分の80に相当する点数
これにより、2か所以上の病院等の処方箋を保険薬局に持っていった場合、
これまでよりも調剤基本料が少し安くなるようになりました。

■かかりつけ薬剤師指導料等の評価

- ①かかりつけ薬剤師指導料：73点→改定後：76点
- ②かかりつけ薬剤師包括管理料：281点→改定後：291点

■地域医療に貢献する薬局の評価

- 地域支援体制加算：35点→改定後：38点
地域包括ケアの中で地域医療に貢献する薬局を評価。

■情報通信機器を用いた服薬指導の評価

- ①オンライン服薬指導を行った場合の薬剤服用歴管理指導料(43点)を新設。
(※1月に1回まで)
- ②在宅患者オンライン服薬指導料(57点)を新設。(※1月に1回まで)

■患者の状態に応じた在宅薬学管理業務の評価

- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料：500点
→改定後 ①計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合：500点
②(新設)①以外の場合：200点

■薬局における後発医薬品の使用促進

- ①後発医薬品調剤体制加算1(後発品調剤率75%以上)：18点→改定後：15点
- ②後発医薬品調剤体制加算2(後発品調剤率80%以上)：22点→改定後：22点
- ③後発医薬品調剤体制加算3(後発品調剤率85%以上)：26点→改定後：28点
- ④後発医薬品減算：(▲2点)後発品調剤数量割合2割以下→改定後：4割以下

今回の改定では、同一薬局の利用推進による患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現の観点から改定が行われています。ご不明な点がございましたら、職員までお尋ねください。



執筆薬剤師 大瀧 翔

わたしの 健康とくすり

第292号



撮影/加藤 哲教

今月の内容

- ・疾患シリーズ 慢性閉塞性肺疾患 COPD
- ・令和2年度調剤報酬改定について～前編～
- ・令和2年度調剤報酬改定について～後編～

2020年5月発行

発行者 八王子薬剤センター 茂木 徹
東京都八王子市館町1097 電話 042-666-0931

協力 八王子薬剤師会

世界では、死亡原因のトップファイブに入る慢性疾患、COPD を紹介します。

◆ COPD とは

慢性肺気腫という肺がスカスカに壊れる病気と気道炎症が持続して咳とたんがでる慢性気管支炎のふたつを合わせた呼び名です。日本語では、**慢性閉塞性肺疾患**といいます。



◆ COPD がどうして大事なのか

COPD は、70 歳以上の高齢者の病気です。**タバコ病**ですが、**大気汚染**、**加齢**でも起こるので、70 歳で 5 人に 1 人、80 歳で 4 人に 1 人は COPD です。COPD になると「みえない息切れ」のために、日常生活が制限され、虚弱（フレイル）、ひきこもり、うつ、筋力低下（サルコペニア）、やせ、食不振に陥ります。また、肺炎になると治りにくく、自宅退院がむずかしくなります。

◆ COPD の治療

ここ数年、吸入の良い薬がたくさん開発され、明日から使って「元気になれる」状況になっています。特に強力なのが、**LAMA/LABA 配合剤**という二種類の薬を組み合わせる一度にすえる吸入のお薬です。これを使うことで、7 年から 10 年前の呼吸機能に戻すことが可能です。「肺が 7 歳から 10 歳若返る」ということです。その効果は、歩いた時に実感します。平地だけでなく、階段も上れるようになります。「駐車場から一回も休まず来れたよ」は、私の外来での患者さんがおっしゃる決まり文句です。

◆ 吸入薬以外の治療

運動とリハビリテーションが大切です。運動するとマイオカインという物質が出て、壊れた肺を治す効果が知られています。一日 1800 歩以上で長生きが証明されているため、できれば 2000 歩を目指して歩きましょう。**栄養**も大事で、太ってもやせてもいけません。**呼吸筋力トレーニング**も有効です。全身病だとわかっていますので、合併する高血圧、心不全、糖尿病、骨粗しょう症などの治療を並行して行います。

◆ 酸素療法

酸素療法も有効です。良い睡眠が得られ、ADL が広がります。ただし、在宅酸素療法には基準があり、血液の酸素濃度が下がる人が適応となります。この方々は重症なので、すべての方ができる治療ではありません。

◆ COPD で重要なこと

昭和のお笑い王、志村けんさんが亡くなりました。重喫煙者で COPD であったため、コロナウイルスに勝てなかったと推測する医師もいます。一番、重要な治療は**禁煙**です。是非、明日から禁煙しましょう。

令和 2 年 4 月 1 日より調剤報酬の点数と薬価（医薬品公定価格）が変更になりました。主な変更点は以下の通りです（1 点 10 円）。

■ 薬局における対人業務の評価の充実

① 薬剤服用歴管理指導料

- 1) 6 月以内に再度処方箋を持参：41 点
→ 改定後：3 月以内に再度処方箋を持参：43 点
- 2) 1) 以外：53 点 → 改定後：57 点
- 3) 特養入所者：41 点 → 改定後：43 点
※手帳を持参していない場合は一律 57 点。



② 調剤料

- ◆ 14 日分以下の場合
 - ・ 7 日分以下の部分：1 日につき 5 点
→ 改定後：28 点（7 日分以下で一律に）
 - ・ 8～14 日以下の部分：1 日につき 4 点
→ 改定後：55 点（8 日分以上で一律に）
- ◆ 15～21 日分：67 点 → 改定後：64 点
- ◆ 22～30 日分：78 点 → 改定後：77 点
- ◆ 31 日分以上：86 点 → 改定後：86 点

③ 服用薬剤調整支援料 2（100 点）の新設。（※ 3 月に 1 回まで）

ポリファーマシー解消に係る薬局業務の評価。

④ 薬剤服用歴管理指導料 特定薬剤管理指導加算 2（100 点）の新設。（※ 月 1 回まで）

抗がん剤治療に係る薬局業務の評価。

⑤ 分割調剤での服薬情報等提供料の整備。

これまでは所定の点数を分割回数で除した点数でしたが改定後は 30 点に統一されました。

⑥ 薬剤服用歴管理指導料 吸入薬指導加算（30 点）の新設。（※ 3 月に 1 回まで）

吸入薬を用いた薬物治療に係る薬局業務の評価。

⑦ 経管投薬支援料（100 点）の新設。（※ 初回のみ）

簡易懸濁法による薬剤の服用に係る薬局業務の評価。

⑧ 薬剤服用歴管理指導料 調剤後薬剤管理指導加算（30 点）の新設。（※ 1 月に 1 回まで）

糖尿病薬による治療における薬局のアフターケアに係る業務の評価。